

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第72号

投票所を閉じる時刻の一部繰上げについて

令和6年12月8日執行予定の宇治市議会議員補欠選挙において、次の投票所を閉じる時刻を1時間繰上げ、午後7時とします。

令和6年11月14日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

第17区投票所 (宇治市笠取集会所)

第18区投票所 (宇治市笠取南部集会所)

宇治市選挙管理委員会告示第73号

投票用紙の様式について

令和6年12月8日執行予定の市議会議員補欠選挙において用いる投票用紙の様式を次のとおり定めます。

令和6年11月14日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

点字投票	
候補者氏名	

令和6年12月8日執行
宇治市議会議員補欠選挙投票

注意
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

宇治市選挙管理委員会印

点字投票	
候補者氏名	

令和6年12月8日執行
宇治市議会議員補欠選挙投票

注意
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

宇治市選挙管理委員会印

備考

1 投票用紙はピンク色、文字は黒字とする。

2 公印は、宇治市選挙管理委員会公印規程(昭和48年宇治市選挙管理委員会規程第2号)別表様式番号2(23mm平方)を使用し、朱色で刷り込むものとする。

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第74号

選挙人名簿登録の移替えをしない期間について

令和6年12月8日執行の宇治市議会議員補欠選挙において、宇治市の区域内の他の投票区に住所を移した者に係る選挙人名簿登録の移替えをしない期間を次のとおり定めます。

令和6年11月14日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

令和6年11月14日から同年12月8日までの間

(揭示済)

- 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- 専決事項の報告
- その他

(揭示済)

農業委員会

宇治市農業委員会公告第11号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定により、第18回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和6年11月21日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会日時 令和6年12月5日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

付議事項 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

正 誤

2024年（令和6年）4月19日付け宇治市公報第2475号中

ページ	欄	行	正 誤	
49	右	上から2 2行目	誤	公金事務の委託について 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。
			正	収納の事務の委託について 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定による改正前の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により上水道料金及び下水道使用料の収納事務を、次の私人に委託したので、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第5条の規定による改正前の地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示します。

2024年（令和6年）5月10日付け宇治市公報第2477号中

ページ	欄	行	正 誤	
2	左	上から2 行目	誤	公金事務の委託について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。
			正	収納の事務及び徴収の事務の委託について 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号。以下「改正政令」という。）附則第2条第1項の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項並びに地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定による改正前の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2、介護保険法（平成9年法律第123号）144条の2及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項の規定により宇治市税の収納の事務、国民健康保険料の徴収の事務、介護保険料の収納の事務、保育料の収納の事務及び公立保育所給食費の収納の事務を、次の私人に委託したので、改正政令による改正前の地方自治法施行令第158条の2第6項において準用する同令第158条第2項、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2第1項、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第8条第1項の規定により告示します。
2	左	下から1 4行目	誤	（112から114までの指定公金事務取扱者を除く。）
			正	（112から114までの者を除く。）